

⑤ 拠点基準

拠点基準は、主に基本方針5「拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

○対象範囲

文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲

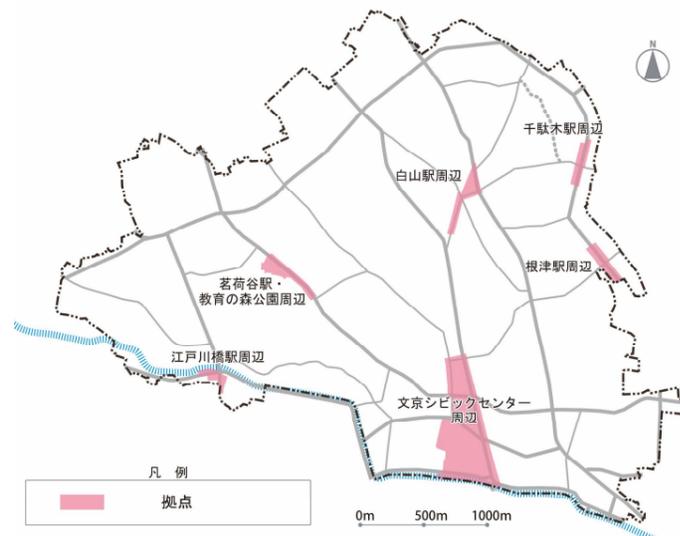


図3-10 拠点基準の対象範囲



後楽園駅周辺



茗荷谷駅周辺

○景観形成の方向性

それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる

- ・オープンスペースやゆとりある空間の創出などにより、人々の活動の中心としてふさわしい賑わいのある景観をつくります。
- ・それぞれの拠点ならではの良好で特色のある景観をつくります。

○景観形成基準（拠点基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-18 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	①オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①それぞれの拠点の地域特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。 ②拠点内の主要な眺望点（道路、公園など）からの見え方だけでなく、後背地等の周辺からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。



形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する

オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する

オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する